

第1章 中間見直しの背景と考え方

1-1 中間見直しの背景

本市では令和2年（2020年）3月に住生活基本法に基づく市町村計画として茨木市居住マスタープラン（以下、「居住マスタープラン」という。）を策定しました。この計画に基づき、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間を計画期間とした居住施策に取り組んでいます。また、この間、関連する計画として令和3年（2021年）5月に「茨木市住宅・建築物耐震改修促進計画」を改定し、令和4年（2022年）3月に「茨木市分譲マンション管理適正化推進計画」を策定し、施策の充実を図りました。

令和6年度（2024年度）は計画の5年目で中間年度に該当しますので、これまでの取組や社会状況などを踏まえて計画の中間見直しを行います。

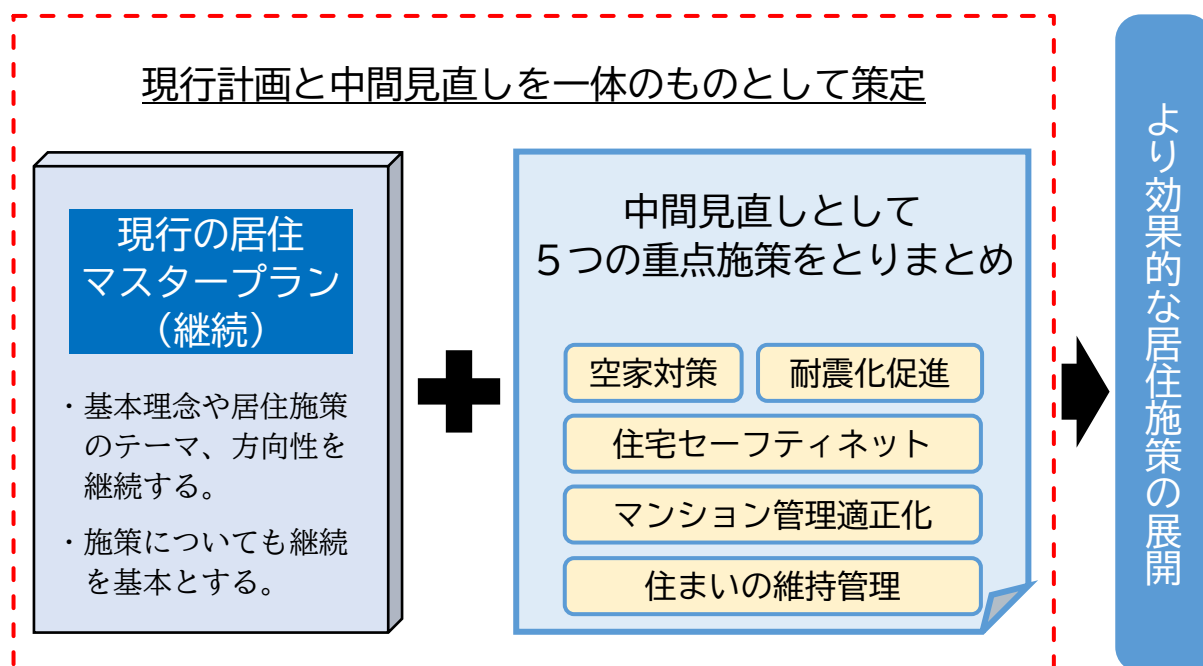
1-2 中間見直しの考え方

今回の中間見直しでは、現行計画は継続しつつ、中間見直しとして重点施策をとりまとめ、現行計画と中間見直しを一体のものとしします。

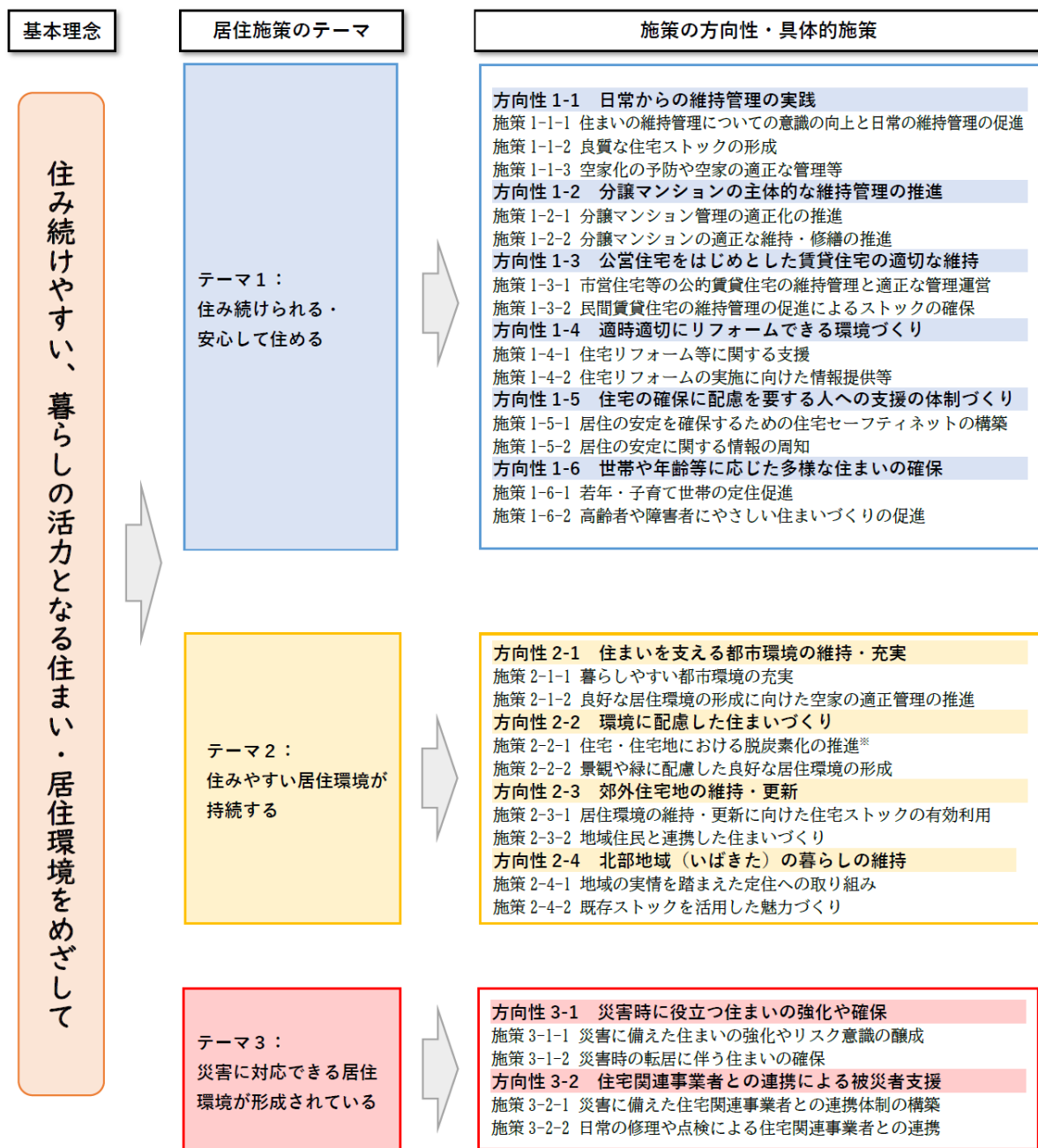
中間見直しとして、空家の増加、自然災害の頻発化・激甚化、高齢化の進展、高経年分譲マンションの増加などの社会課題や法改正等を踏まえ、重点的に取り組む必要がある5つの施策（空家対策、耐震化促進、住宅セーフティネット、マンション管理適正化、住まいの維持管理）を重点施策に位置づけます。

これにより、より効果的な居住施策の展開をめざすとともに、今後の5年間の居住施策の実務の指針とします。

■ 中間見直しの考え方



【参考】現行計画の基本理念や居住施策のテーマ、方向性



※) 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを 2020 年 10 月に政府が宣言したことを踏まえ、施策 2-2-1 を「住宅・住宅地における低炭素化の推進」から「住宅・住宅地における脱炭素化の推進」に修正しました。